

令和7（2025）年度入学

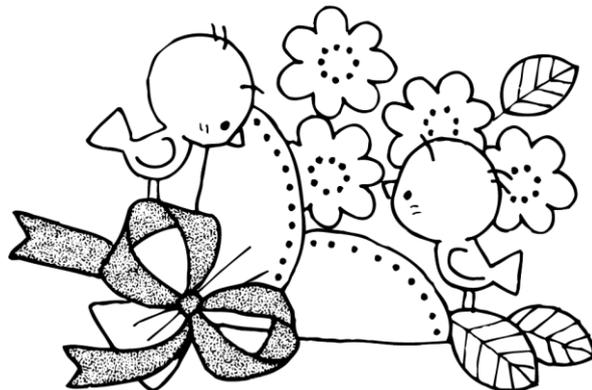
入学のしおり



枚方市立田口山小学校

目 次

1,	田口山小学校について	(P1～2)
2,	本校の教育目標(育てたい子どもの姿)	(P3)
3,	学校行事	(P3)
4,	田口山小学校での「やくそく」	(P4)
5,	学校の配置図	(P5)
6,	入学までに	(P5)
7,	準備物(学用品及び所持品等)について	(P6～7)
8,	入学式当日について	(P8)
9,	入学後のことについて	(P9)
10,	枚方市の児童に関する事業等について	(P9)
11,	学校給食について	(P10～11)
12,	保健室より	(P12～19)
13,	学校諸費とその手続きについて	(P20)
14,	就学援助について	(P21)
15,	準備物(学用品及び所持品等)についての写真	(P22～26)



1, 田口山小学校について

- 校 名 枚方市立たのくちやま田口山小学校
- 住 所 枚方市田口山3丁目10-1
- 電 話 050-7102-9112 (代表)
- 開 校 昭和50年4月1日
- 創立記念日 6月20日
- 児童数 395名 (令和7年2月1日現在)
- 職員数 33名 (令和7年2月1日現在)
- 学級数 19学級 (令和6年5月1日現在)

○学校携帯

- ① 070-2299-4209
- ② 080-7034-4881
- ③ 070-2299-4210
- ④ 070-2299-4291 (校外学習等に使用)

上記の番号からも連絡を入れることがあります。
ご登録をお願いします。

- 学級編制 (令和6年5月1日現在)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	支援	合計
2	2	2	2	2	2	7	19

- 日 課

登校時刻：集団登校で8時10分～8時20分の間に学校に着くようにします。

始業時刻：8時30分

終業時刻 (令和6年度実績)

- ・ 5校時：【月・水】13時55分まで 【火・木・金】14時15分まで
- ・ 6校時：【月】14時45分まで【火・木・金】15時05分まで (2年生～)
- ・ 年間6～8回程度、水曜日の6校時に委員会・クラブ活動 14時50分まで活動 ※4～6年生

※適宜、学校だよりや学年だよりでお知らせします。

学年	月	火	水	木	金
1年	5	5	5	5	5
2年	5	5	5	6	5
3年	5	6	5	6	6
4年 5年 6年	6	6	5 (6) 委員会 クラブ	6	6

昭和51年6月20日制定

2, 本校の教育目標(育てたい子どもの姿)

「自立・協働・創造」

- ・自立…子どもが自分を見つめる力(メタ認知力)を育成する。
- ・協働…子どもが他者から学ぶ力を育成する。
- ・創造…子どもが経験や既習を関連づけて、問題を発見し、解決する力を育成する。

3, 学校行事

※令和6年度の行事を参考に示しています。

4月	入学式・始業式・対面式・健康診断・全国学力・学習状況調査(6年)・ 大阪府すくすくウオッチ(5・6年)地区児童会・集団下校・ 授業参観・学級懇談会・家庭訪問・民間施設を活用した水泳授業【高学年】(～6月上旬)
5月	校外学習(春)・健康診断・芸術鑑賞会・土曜授業・引き渡し訓練
6月	民間施設を活用した水泳授業【低学年】(～7月上旬)・創立記念日(20日)・ 宿泊学習(5年)
7月	個人懇談会・終業式
8月	始業式
9月	運動会練習
10月	運動会・避難訓練・校外学習(秋)
11月	修学旅行(6年)・田口山フェスティバル(児童会祭り)・ 50周年記念式典(土曜参観)
12月	個人懇談会・終業式
1月	始業式・避難訓練
2月	入学説明会・授業参観・懇談会
3月	地区児童会・集団下校・大掃除・6年生を送る会・卒業式・修了式

※令和7年度の行事予定は変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

4. 田口山小学校での「やくそく」

(学校で約束していることです)

(登校の時)

- ① 朝は集団登校です。やくそくを守ってみんなでなかよく安全に登校しましょう。
 - ・学校に到着する時間は、8:10~8:20となっています。
 - ・雨の日は1列で、それ以外は2列で歩きます。(狭い場所は1列の場合もあります。)
 - ・班長は班旗を広げて持ち先頭、低学年から並び、最後列は副班長が並びます。
- ② 登校の時はいつもホイッスルや安全ブザーをつけましょう。
- ③ 友達や地域・見守りの方、先生に会ったときは気持ちよくあいさつしましょう。

(学校では)

- ④ チャイムで授業が始められるように、自分の席に座り、学習の準備をしましょう。
- ⑤ くつは3足制になっています。下ぐつ・上ぐつ・体育館シューズを用意して、きちんとはきわけましょう。(名前もしっかり書いておきましょう。)
- ⑥ 遊びはやくそくを守って、みんなが楽しく遊べるように工夫しましょう。
- ⑦ ろうかはずっと走り静かに右側を歩きましょう。
- ⑧ 水筒はこまめに持ってくるようにしましょう。
※夏場の熱中症対策として、登校時のネッククーラーやスポーツドリンクなども可
- ⑨ 学校に必要なものは、持ってこないようにしましょう。

(放課後やお休みの日)

- ⑩ 子どもだけで、校区外には行きません。
- ⑪ 時間割りを毎日合わせ、忘れ物をしないようにしましょう。忘れ物をした時は、安全面からも学校へ取りに来ないようにしましょう。
(どうしても必要な場合は、お家の方も一緒にお願いします。)
- ⑫ 危険な遊びや他人の迷惑になるようなことはしません。

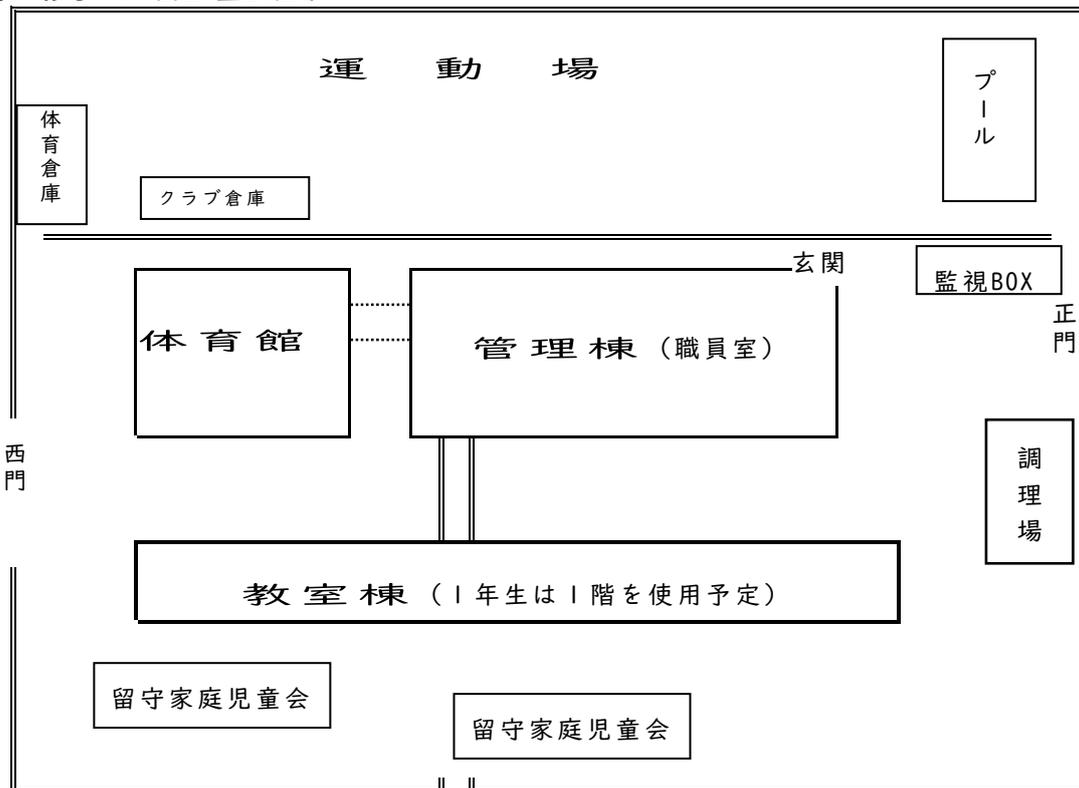
★夏休みや冬休み・春休みには、別途「すごし方のやくそく」プリントを配付します。

「学校へ来られる時のお願い」

特に、学校に授業参観やPTAの行事等で来られる時は、

- ① 自家用車での来校は、固くお断りします。(近隣の商業施設等にも駐車禁止です。)
- ② 来校される際、自転車に乗って来られる方は、正門付近には駐輪しないでください。
※緊急時や物資搬入時に車の出入りができません。
- ③ 授業参観で来られる時は、スリッパをご持参ください。また、外靴を入れる袋もご持参ください。
- ④ 保護者用の名札を着用してください。(名札は入学式で配付されます。)
- ⑤ 門は児童の登下校以外は基本施錠しています。
 - ・正門には8:30~16:30の間、安全監視員の方に見守りをお願いしています。
 - ・来校の際には、正門で安全監視員に声を掛けるか、正門横にあるインターホンで職員室と連絡をとってください。

5. 学校の配置図



6. 入学までに

①学校についてお話しておいてください

- 学校は先生やお友だちと一緒に楽しく勉強したり遊んだりするところです。
- 先生や友だちの話は最後まで静かに聞きます。
- 学校は1年生から6年生までの多くの子どもとたくさんの先生がいるところです。たくさんの友だちと仲よくなりましょう。
- 学校へ行くことの不安感をなくし、困ったこと、わからないことがあったら先生に話すように伝えておいてください。

②練習（習慣づけ）をしておいてください。

- 自分の氏名を言う。
- 名前を呼ばれたら「はい」とはっきり返事をする。
- ひらがなの名前を読めるようにする。
- 自分だけで着替える。(エプロン・体操服等)
- 元気よくあいさつをする。
- 食べたことがないものや、好みではないものも食べてみる。25分以内で食べる。
- 身の回りの整理整頓をする。

④安全について

- 家から学校までの道と一緒に歩いて、危険な場所や信号・横断歩道等を確認しておいてください。
- 信号を守り横断歩道を渡る、道を広がらずに歩道を歩く、知らない人について行かない、近所の友だちと一緒に帰る、寄り道をしないこと等について話をしておいてください。

⑤その他

- 健康面、給食等について、個人的にご相談のある方は、申し出てください。

7. 準備物(学用品及び所持品等)について

① 次の学用品および所持品をご用意の上、すべてにひらがなで氏名を書いてください。(華美なものは避けてください。)

【毎日必要なもの】

- 背負えるかばん(※ランドセルでなくても結構です。) ○肩からかけられるひも付きの水筒
- 鉛筆(Bや2B) 4~5本 ○赤鉛筆1本 ○消しゴム(白)
- ふで箱(簡単で丈夫なもの) ○下じき ○ポケットティッシュ ○ハンカチ

【お道具箱】

- はさみ ○色鉛筆(12色) ○セロハンテープ ○折り紙(チャック式の袋に入れる)
- ガーゼハンカチ(パスをふくときに使用します。) ※のり、クレパスは学校で一括購入します。

【週の始めに持ってくるもの】

- 体操服、赤白帽子 ○給食エプロン ○給食帽子 ○マスク ○ナフキン ○手さげ袋
- (個人持ちです。各家庭でご準備ください)

【その他】

- 粘土板

② 連絡袋・ノート類・お道具箱等は、一括購入します。ご家庭では購入しないでください。

③ かばんや袋、持ち物の取り扱いを練習しておいてください。

④ 服装等について

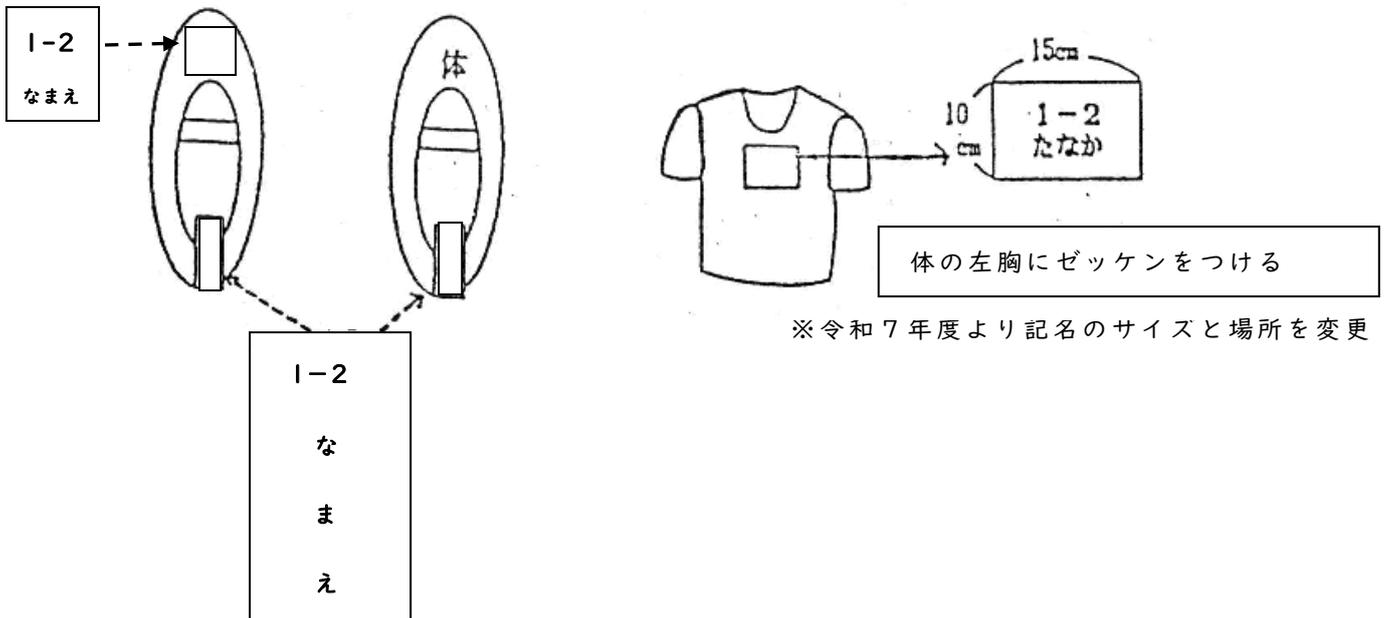
- 帽子 黄色の帽子(入学後、枚方市より配付)
- 体操服 (上) 白のトレシャツ(チャックがついていないもの)
- (下) 紺のクォーターパンツ
- 赤白帽 あごのところにゴムをつける。
- 上靴 シューズ(かかとと前に記名)
- 体育館用 シューズ(かかどに記名・前に「体」と書く)
- 通学用靴 運動しやすく、はきかえやすいもの(記名)

☆ 「記名について」

(上靴)

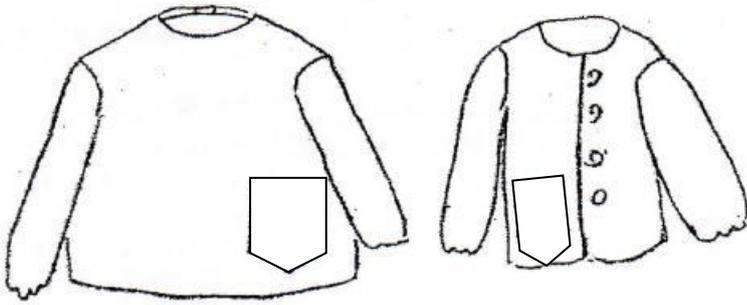
(体育館用)

(体操服)

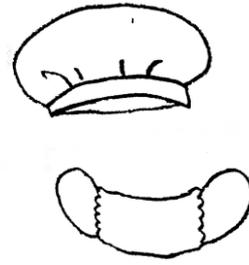


※令和7年度より記名のサイズと場所を変更

(エプロン)



(帽子)



(マスク)

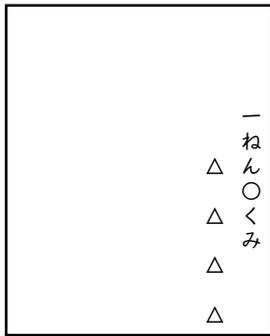
※ かぶり用でも前ボタンでもどちらでもいいですが、すぐに着られる「かぶり用」をおすすめします。

◆◇◆すべての持ち物に記名をお願いします。◆◇◆

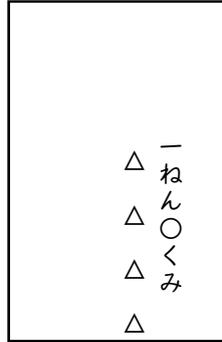
⑤ 袋の準備について

○体操服入れ・給食エプロン入れ（かさばらず、洗濯しやすいもの）・上ぐつ入れ・体育館シューズ入れ・給食ナフキン入れが必要です。

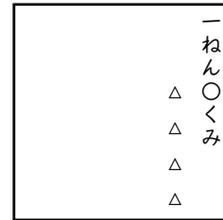
「体操服入れ」
「エプロン入れ」



「靴入れ」(2つ分)
上ぐつ用/体育館シューズ用



「給食ナフキン入れ」

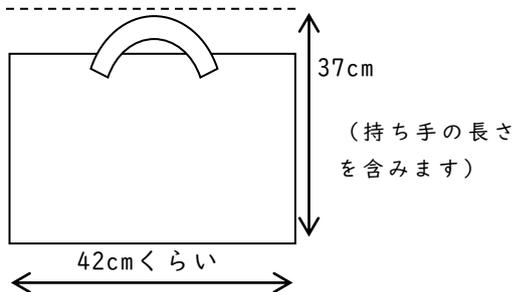


○出し入れしやすく、床にすれないように、ひもは両方を引っ張って閉めるものが便利です。(きんちゃく型) ※自分の持ち物の柄なども覚えておきましょう。

⑥ その他の準備物

○ぞうきん 2枚 (記名は不要です。)

○手さげ



37cmは1年生の机の横にかけたときに、床につかない程度の適当な長さになっています。



準備物は、こちらのQRからも一部ご確認いただけます。

8. 入学式当日について

※改めて案内状は送付しませんので、入学児童同伴で遅れないようにご来校ください。

① 日程等

月 日：令和7年4月4日(金)

受付：午前9時25分～9時50分

入学式：午前10時開式（体育館にて）

【式への参加者：新入生・保護者・在校生（新6年生）教職員・来賓です。】

*保護者の参加に人数制限は設けませんが、会場のキャパシティの関係から、各家庭保護者用の座席は、2席程度でお願いします。

◎当日、欠席される場合は、必ず学校へ連絡してください。

（入学児童が欠席する場合でも、保護者はお越しください。）

◎入学式当日、受付の時間帯は正門のみを施錠します。西門(幼稚園側)は終日施錠しますので、正門にお回りください。

また、受付時間以外は正門も施錠します。万が一、受付の時間に遅れた場合には、安全監視員に声をかけるか、インターホンで職員室と連絡を取ってください。

=参考= 枚方市では全小学校において、以下の安全対策が施されています。

◇終日校門を施錠し、正門に安全監視員を配置しています。

◇正門にはカメラ付インターホン及び監視カメラが設置されており、職員室とつながっています。

◇正門の小さな門は、オートロックとなっており、職員室から遠隔操作します。

（安全管理上、来校者の出入口を正門1箇所にしていきます。）

②組分け：当日名簿を掲示する形で発表します。学級名と氏名を確認し、クラスごとの受付にお越しください。

③持ち物：上履き(保護者・入学児童ともに)

教科書等持ち帰り用の手さげ袋（入学式後、教科書・ノート・お道具箱等を配ります。）

※式場への移動や写真撮影等がありますので、かばん（ランドセル・リュックサック等）は必要ありません。

※マスクの着用の有無等については、今後の文部科学省・教育委員会からの通知があり次第、改めてお知らせします。

④記念撮影：入学式当日、クラスごとに記念写真の撮影をします。

⑤その他：当日の服装に決まりは特にありませんが、1人でもトイレに行きやすい服装の配慮をお願いします。

9. 入学後のことについて

① **始業式は、4月8日(火)です。**

② 集団登校について

○ 3月12日(水)の放課後以降、近所の上級生が、集合場所・時刻が書かれたお手紙をポスティングします。ご確認ください。

○ 集合時刻に間に合うように、集合してください。

③ 欠席・遅刻・早退に関する連絡は、「まなびポケット」というアプリを使ってのデータ送信で行います。(詳細は、入学後お知らせします。) 連絡帳での欠席連絡はしません。また、電話での欠席連絡は緊急時をのぞき、ご遠慮願います。

※欠席・遅刻・早退に関すること以外の連絡事項は、連絡帳を用いて行います。

※お子様の通院やご家庭の事情で遅刻・早退する場合は、安全面を考慮し、保護者の送迎をお願いしております。

原則、子どもだけで早退することはできません。

※**子どもの安全・安心にかかわる事案や緊急事態等以外の電話等の問い合わせは、**

【午前8時30分～午後5時まで】によりしくお願いいたします。

その上で、教職員の適切な健康管理と公務の能率の向上及び、授業の準備時間や子どもたちと向き合う時間を確保するという趣旨に、田口山小学校としての電話対応は、

【午前8時30分～午後5時30分まで】とし、それ以外の時間は、電話不在とさせていただきます。どうぞご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

④ 給食開始日・下校時刻について

給食は、4月15日(火)より実施します。

※新2～6年生は4月10日(木)です。

下校時刻(予定): 4/8(火) 10:20ごろ、4/9(水) 11:00ごろ

4/10(木) 11(金) 14(月) ~ 11:30ごろ

4/15(火) ~ 給食開始に伴い、13:30ごろ

※令和6年度を参考に示しています。

※当分の間は、地区ごとに解散場所まで教員が付き添います。

※詳細については、入学後学年だより等でお知らせします。

⑤ 学習に不要なものや通知以外の現金は持って来ないようにしてください。

10. 枚方市の児童に関する事業等について

① 「留守家庭児童会室」について

お問い合わせは、直接下記にお願いします。

◇田口山小学校 留守家庭児童会室 : Tel 072-850-7601

◇枚方市教育委員会 放課後子ども課 : Tel 050-7105-8201

② 「放課後オープンスクエア」について

令和5年度から枚方市教育委員会が始めている事業で、放課後等において、学校の施設開放をするものです。預かり保育等を目的とした「留守家庭児童会室」ではなく、あくまでも子どもの自主的な活動となります。運営(見守り)は、枚方市が契約した委託業者が行います。

申し込み等、お問い合わせは、直接下記にお願いします。

◇枚方市教育委員会 放課後子ども課 : Tel 050-7105-8201

③ 「枚方市子どもいきいき広場」事業(土曜日に実施する児童健全育成事業)について…詳しくは入学後のお手紙でお知らせします。

(本校区では「いきいきどっと Come on」と呼びます)

③ 「通級指導教室」の案内について…詳しくは別紙をご覧ください。

11, 学校給食について

1年生の給食は、4月15日（火）から始まります。

○学校給食の内容

☆主食 ごはん・・・滋賀県産キヌヒカリを使用しています。
パン・・・コッペパンの他にもごまパン、黒豆パンなども出ます。

☆牛乳・・・成分無調整200cc(牛乳パック)のものが、毎日出ます。

☆副食 大おかず・・・汁物(麺類を含む)または煮物ができます。
小おかず2種類・・・肉魚類は国産、野菜は大阪産のものを多く使っています。
果物やデザートも出ます。

○学校給食の栄養

区分	学校給食摂取基準 栄養量基準値		
	1・2年生	3・4年生	5・6年生
エネルギー (Kcal)	530	650	780
たんぱく質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の13%～20%		
脂質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の20%～30%		
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2未満	2未満
カルシウム (mg)	290	350	360
マグネシウム (mg)	40	50	70
鉄 (mg)	2	3	3.5
ビタミンA (μ gRAE)	160	200	240
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5
ビタミンC (mg)	20	25	30
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上

○帽子・マスク・給食エプロン・給食袋

田口山小学校では、個人持ちになっています。エプロンは長袖の物で色は白という以外は、特に規定はないのですが、一人で着たり脱いだりしやすいように、低学年の間は、下の絵のような前ボタンの物が好ましいでしょう。帽子とマスク、給食袋も必要ですので、準備をお願いします。



○ナフキン・ナフキン入れ

ナフキン・ナフキン入れは、毎日清潔なものを持たせてください。

★枚方市では、すべての食品の持ち帰りが禁止となっています。パンやジャム、ゼリーなども持ち帰れません。

○アレルギー対応

卵・うずら卵・乳・桜えびのみ除去食を実施しています。

★アレルギー調査票を「アレルギーあり」で提出された方で給食対応となる場合、面談を実施して対応を確認します。

○学校給食費について

学校給食費は、学校給食法第11条で保護者が負担するとされていますが、現在枚方市では、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、給食費をすべて公費でまかさないです。

○その他

ご家庭でも次のことにご配慮ください。

- ・できるだけ好き嫌いをなくしましょう。
- ・早寝早起き朝ごはん生活リズムを整えましょう。
- ・箸の使い方を練習しましょう。
- ・決められた時間内に食べる練習をしましょう。

12, 保健室より

1. 保健室では

- 体調がすぐれないときやけがをしたときの救急処置を行います。けがをした際、保健室でできるのは応急手当だけとなります。継続的な処置や、帰宅後・休日のけがの手当てはご家庭でお願いします。
- 保健室には、頭痛薬や整腸剤といった内服薬はありません。発熱などの体調不良で授業を受けることが困難な場合には、保護者に連絡し、迎えに来ていただくことになります。
- 学校管理下で医師の処置を必要とするようなけがをした場合は、保護者に連絡の上、病院受診します。

2. 健康管理個人票

お子さまの現在の健康状態や既往歴、かかりつけの病院等を記入していただき、健康な学校生活を送るために使用します。

- 緊急連絡先**は必ず連絡がとれる所を複数お書きください。けがや体調不良などで連絡する場合がありますので、必ずつながる連絡先を記入してください。
- この健康管理個人票は**3年間**使用します。1年生・4年生は新たに作成し、他の学年は、毎年4月に点検していただきます。また、学年の途中でも、緊急連絡先等に**変更**がありましたら、必ず担任までご連絡ください。

3. 学校でけがをしたら・・・

枚方市では「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と「枚方市学校園安全互助会」に、加入して頂ける制度があります。

- 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」は学校管理下（登下校・在校中）で発生した児童の負傷・疾病（一部）において医療機関にかかった場合、災害共済給付を行う全国的な制度となっております。
- 「枚方市学校園安全互助会」は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」では給付対象とならない場合がある際の補填としてあります。救済されない部分の補助や見舞金の給付制度となっております。詳しくはしおりにも綴じてありますので、お読みください。
- 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と「枚方市学校園安全互助会」に加入するにあたり同意書が必要となります。入学式に配付しますので、ご提出よろしく願いいたします。

4. 定期健康診断

4～6月にかけて児童の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため健康診断があります。特に1年生は受ける項目が多く、問診票などの提出物も多くなりますがご協力よろしく願います。結果は、再検査や精密検査が必要な場合、異常が見つかった場合に別紙で通知します。

5. 学校感染症と出席停止

児童が学校感染症にかかった場合、本人の休養はもとより、流行・蔓延を防ぐために出席停止の措置をとることになっています。下記の病気にかかった場合、学校にご連絡いただき、医師の許可を得てから登校させてください。登校許可書等は必要ありません。

*これは法律で定められた「出席停止」で、欠席扱いにはなりません。

～感染症の種類～		～出席停止の基準～
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、急性灰白髄炎、ジフテリア、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他の伝染病 （ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 等）		
第3種		

災害共済給付制度について・同意書

令和7年度（2025年度）独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

枚方市教育委員会

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

枚方市教育委員会では枚方市立小中学校（以下、「学校」といいます。）に在学児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入するかしないかを、別紙の同意書にご記入の上、令和 年 月 日までに学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和6年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。なお、次年度以降、災害共済給付制度の加入・未加入の切り替え希望の方は、新学年の4月中にお申し出ください。4月以外の年度途中には、新規加入または未加入への切り替えはできません。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 460円（枚方市負担額 475円）

※負担金額は年額です。

※5月1日現在において、生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します。

※年度途中で転入された方のうち、転入前の学校で加入済みの方は、転入年度の掛金は不要です。

*以下は、JSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、内閣府令で定めるもの （・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒） ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの） 突然死 運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等で公費医療助成（例：子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等）を受けた場合は、医療費総額の1割分と自己負担額を請求することとなります。その場合は、必ず、学校に自己負担額をご申告ください。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 保険診療外分（200床以上の病院における初診時選定療養費や差額ベッド代、文書料、交通費等）については、給付対象になりません。

同意書

枚方市教育委員会 宛

■ 加入する場合

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校または中学校に在学する間、下記児童または生徒が加入することに同意する。
- ② 保護者負担の掛け金を毎年度支払うことに同意する。
- ③ 児童または生徒の名簿を「災害共済給付オンライン請求システム」にて独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出することに同意する。
- ④ 災害時発生及び診療等の状況を「災害共済給付オンライン請求システム」等で提出することに同意する。

■ 加入しない場合（「■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額」を受けることができません。）

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校または中学校に在学する間、下記児童または生徒が加入しないことに同意する。
- ② 災害共済給付制度に加入する場合は、校長に申し出た上で、毎年 4 月の加入受付期間中に申し込むことに同意する。
- ③ 現在、他校で本年度の災害共済給付制度に加入している場合は、本年度の災害時発生及び診療等の状況を「災害共済給付オンライン請求システム」等で提出することに同意する。

災害共済給付制度に

加入する ・ 加入しない

(どちらかに○をしてください。)

枚方市立 _____ 学校

_____ 年 組 番 児童生徒氏名

_____ 年 月 日 保護者氏名(署名)

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

※枚方市立小学校間または中学校間での転出入の場合は、制度への加入・未加入が引き継がれます。

※本同意書は、提出前にコピーを取ったり、写真を撮るなどして、ご家庭でも控えを保管されることをおすすめします。

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全互助会について

枚方市学校園安全互助会は、当会の趣旨に賛同する保護者を会員として、その保護者から納入された会費で運営されています。

この会は、枚方市立学校園の管理下における園児・児童・生徒の災害(負傷等)に対して、必要な給付を行う相互扶助組織です。独立行政法人日本スポーツ振興センターの範疇に入らない事案に対し見舞金を支給する相互扶助事業を行っています。その内容は総医療費5000円未満の医療費や入院時の室料差額への見舞金、災害時にもよりの病院へタクシーで搬送するための搬送見舞金、本人の過失及び第三者の故意によらず破損した眼鏡の修理費用の見舞金、死亡弔慰金等の給付です。また学校教育活動の円滑な実施を図ることも目的としています。

『学校園管理下』の範囲は、授業(保育)時間・休憩時間・登下校園中に加えて、クラブ活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

学校園管理下の災害であることが大前提ですので、給付金申請はすべて学校園を通して行っていただきます。『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に言うように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。先生が状況を確認していることが不可欠です。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生 250円 幼稚園児 100円】です。年度途中に入会した場合も会費は同額ですが、5月1日現在で生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する園児児童生徒については安全互助会が会費を負担します。

見舞金の申請に必要な書類や給付条件については災害給付金一覧をご覧ください 審査により給付されない可能性があることをご了承ください

【メガネの破損について】

- ※ 給付されるのは、授業を受けるのに支障がある破損と認められる場合です(軽微な破損の場合は給付されないことがあります)。
- ※ 破損した箇所の修理が原則です。修理ができない場合にのみ交換や買換えでの申請が可能です。申請の際には、交換・買換えに至った理由をご説明ください。
- ※ 本人単独での過失によってメガネが破損した場合は、給付されません。
 - 【給付事例】 友達とぶつかってフレームが折れた
 - 【給付事例】 友達が投げたボールが当たってメガネが落ちて壊れた
 - 【非給付事例】 自分で転んでメガネのフレーム・レンズ共に破損した
- ※ メガネを身につけた状態で破損した場合に見舞金を給付するのが原則です。
 - 【給付事例】 友達とぶつかって落としたメガネに気づかず、他の友達が踏んでしまった
 - 【非給付事例】 メガネを外して机に置いていて、気づいたら壊れていた
- ※ 申請の際はメガネの破損状況がはっきり分かる写真を添付していただきます。写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校園の教職員が実際の破損状況を確認していることが必要です。

【特別初診料等について】

- ※ 200床以上の病院での初診にかかる選定療養費については見舞金給付対象外です。

【タクシーでの医療機関への搬送について】

- ※ 災害の当日、災害発生場所から最寄りの医療機関への教職員による往復搬送が原則です。
- ※ 保護者の都合で搬送する医療機関を指定される場合は保護者負担となります。

見舞金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください すべての申請期限は、災害発生日より2年です

災害給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類
入院室料差額見舞金	本人並びに保護者の希望により室料差額（特別療養環境室料）のある病室を利用する場合は給付されません	実費 【一日の上限5,000円 ×日数】	【領収証】 （室料差額と入院日数が分かるもの） 【口座振替依頼書】
医療見舞金 （総医療費5,000円未満の場合）	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る （整骨院の初診は不可） ※ 医師の指示があれば接骨院や整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度の利用あり 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の利用なし 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 （原本） 【口座振替依頼書】
公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
眼鏡破損見舞金	メガネをかけた状態で破損した場合（ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 （修理・交換・購入の但書のあるもの・コピー不可） 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
治療用装具破損見舞金	身につけた状態で破損した場合（ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを証明する書類】 【口座振替依頼書】
特別初診料等負担見舞金	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
歯冠補綴見舞金	医療機関が必要と認め、日本スポーツ振興センターの支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用（中切歯から犬歯までの上下12本の範囲内で2本以下）	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 （保険外治療の記載） 【医療等の状況】 （詳細は要問合せ） 【口座振替依頼書】
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園にお問い合わせください。インプラントは対象外です。			
搬送見舞金	日本スポーツ振興センターの適用範囲内で、首から上のケガや歩けない等で、 学校園長が緊急性を認めた場合の事故の当日のみ。 学校園など事故が発生した場所からの最寄り医療機関までの往復に限る。 保護者希望の搬送先は最寄り医療機関以外は認めません。 （事案によっては給付対象外となることがあります）		
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合等	理事会または審査委員会の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 （登下校時は半額）	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です

口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。

枚方市学校園安全互助会への入会について

令和7年 吉月 吉日
枚方市学校園安全互助会

枚方市学校園安全互助会（旧・枚方市学校園共済会）は、園児・児童・生徒が枚方市立学校園の管理下において災害に遭った場合に必要な給付を行う受益者負担の相互扶助組織です。

ご入会に際しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同じく、保護者の皆様から入会の同意書をいただくことになっております。

なお、ご入会は保護者の皆様の任意ですが、**ご入会の同意・不同意にかかわらず、下記の同意書（入会届）にご記入の上、学校園へご提出くださいますようお願いいたします。**

また、同意書にご記入いただいた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づいて十分留意いたします。ご了承ください。

他市からの転入等の場合以外は、**入会の手続きをご案内する期間にのみ入会することができます**。また、一度ご入会いただきますと、**当該学校園に在籍する間は自動継続**となります。退会は可能ですが、一度退会すると当該年度途中は再入会できません。

入会届には提出期限がございます。ぜひこの機会に、枚方市学校園安全互助会へのご入会をお勧めいたします。

（1）枚方市学校園安全互助会の給付内容並びに注意事項について

別紙のご案内及び会則、見舞金等給付制度についての説明文書をご確認ください。

（2）当互助会の年会費について（事業年度途中から入会の場合も同額です・退会時の返金はありません）

児童・生徒は1人につき 年間250円

幼稚園児は 1人につき 年間100円

なお、生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する園児・児童・生徒に係る年会費は、枚方市学校園安全互助会会則第15条第2項に基づき、支払いが免除されます。

（3）ご入会の条件について

①当互助会には、枚方市立幼稚園・小中学校に在籍する園児・児童・生徒をもつ保護者が入会できます。

②当互助会の運営には、学校園との連携が必要不可欠となっております。そのため会員情報を学校園に

提供することに同意をいただくことがご入会の条件となります。

***当互助会入会に同意された時点で、学校園へ会員情報を提供することにも同意されたものとします。**

（4）ご入会方法とご提出期限について

下記の同意書に必要事項をご記入の上、切取線以下を幼稚園・小中学校へご提出願います。

提出期限は令和 年 月 日です。

提出期限を厳守いただきますよう、ご注意ください。

■ 枚方市学校園安全互助会に関するお問い合わせ先

枚方市学校園安全互助会事務局（枚方市車塚1-1-1 輝きプラザ4階）
メールアドレス anzengojokai.contact@gmail.com

----- (切 取 線) -----

枚方市学校園安全互助会 入会同意書（入会届）

枚方市学校園安全互助会 御中

幼稚園・学校名	枚方市立	幼稚園・小学校・中学校
ふりがな		年 組 番
園児・児童・生徒氏名	（1枚につき1名のみご記入ください）	
私は、枚方市学校園安全互助会に入会することに		
同意します・同意しません （どちらかを○で囲んでください）		
記入日 令和 年 月 日		
ふりがな		
保護者（または後見人）署名		

13、学校諸費とその手続きについて

学校では、学習活動に必要な費用「学校諸費」を徴収しています。保護者の皆様がお子様に現金を持たせる手間や不安を除くため、口座振替による諸費徴収を行っています。

本校の指定している銀行は、枚方信用金庫（ひらしん）です。郵送または銀行窓口で手続きをお願いします。

※手続き資料は就学届の提出時にお渡ししています。

※すでに本校に通われているご兄弟がいる場合でも、口座振替依頼書の手続きが必要です。

<学校諸費の内容>

1か月あたりの金額

- ・学年費 0～3,500円
- ・PTA会費 300円（1家庭あたり）

※給食費は無償化となりました。

この他、月によって「鑑賞費」や
「保健掛金」の引き落としがあります



<振替日>

5月～12月まで、毎月5日ごろに振替をします。この時に引き落としができなかった場合に限り、15日ごろに再振替を行います。（曜日や祝日等により前後します）

※8月は振替を行いません。

※7月、12月は、学期末の事務処理に伴い再振替を行いません。

令和7年度 最初の引き落としは 5月7日（水）です。

4月はデータ処理の都合上、口座引き落としを行うことができないため、5月に2ヶ月分引き落としさせていただきます。

※引き落としの詳細な日程や金額については、毎月の学年だよりでお知らせします。

必ずご確認ください。

14. 就学援助について

枚方市には、経済的理由により就学が困難な市内在住の小中学生の保護者に対して、学用品費や修学旅行費などを援助する制度があります。

入学式の日に、全児童に対し就学援助費受給申請書を配付します。申請される方は、田口山小学校（枚方市教育委員会学校支援課・市役所地域サービス課・津田支所・香里ヶ丘支所・北部支所のいずれかでも受付可）にご提出ください。

申請書の提出は、1家庭に1枚です。小中学校に兄弟姉妹で複数のお子さんが在籍している場合は、1枚にまとめて申請をしてください。

【お問い合わせ先】枚方市教育委員会 学校支援課 ☎050-7105-8044

《参考》 令和6年度の年間合計支給金額（令和6年4月～令和7年3月分）

学年	学用品費等	新入学学用品費 (注1)	入学準備金 (注2)	学校給食費 (注3)	実験実習見学費	合計
小学6年生	15,500		63,000	15,200	400	94,100
小学2～5年生	15,500			15,200	400	31,100
小学1年生	13,230	57,060		15,200	400	85,890

注1：新入学学用品費は、小学校入学準備金（同額）とどちらかみの支給です。入学前支給を受けている場合は、就学援助費の認定を受けても支給はありません。

注2：小学6年生の入学準備金は、中学校入学準備のための支給金です。

注3：学校給食費は、令和6年2学期から無償化となったため、令和7年度は支給がありません。

肩からかけられるひもつき水筒
水筒にひもがついていない場合は、カバーをつけてください。



カバーつきの場合は、カバーと水筒両方に記名してください。



筆箱の中身

できるだけシンプルな物を用意してください。
1本ずつ記名してください。

白または2Bの鉛筆
4本から5本

赤鉛筆1本

※銀色のかきかた鉛筆は一括で購入します。

よく消える白色の消しゴム1個
本体とカバー両方に記名してください。

下敷き



ふた付きはさみ
はさみとふたの両方に記名してください。



12色の色鉛筆を用意してください。
クーピーは不可です。
ケースと色鉛筆1本ずつに記名してください。

12色

なまえ



チャック式保存袋

折り紙を入れるための袋です。
ケースに入れるとかさばってお道具箱に入らないため、袋をお願いします。

なまえ



セロハンテープ

児童の手でテープが切れるか確認をしてください。

粘土板

幼稚園や保育所で使っていたものでだいじょうぶです。

なまえ





帽子とエプロン
両方に記名して
ください。

すぐにかぶることができる
給食用帽子



長袖の白いエプロン
かぶるタイプのもの
がおすすめてです。



後ろは
ゴムかマジックタイプのもの
がおすすめてです。



給食当番用マスク



給食ナフキン袋・ナフキン
両方記名をお願いします。

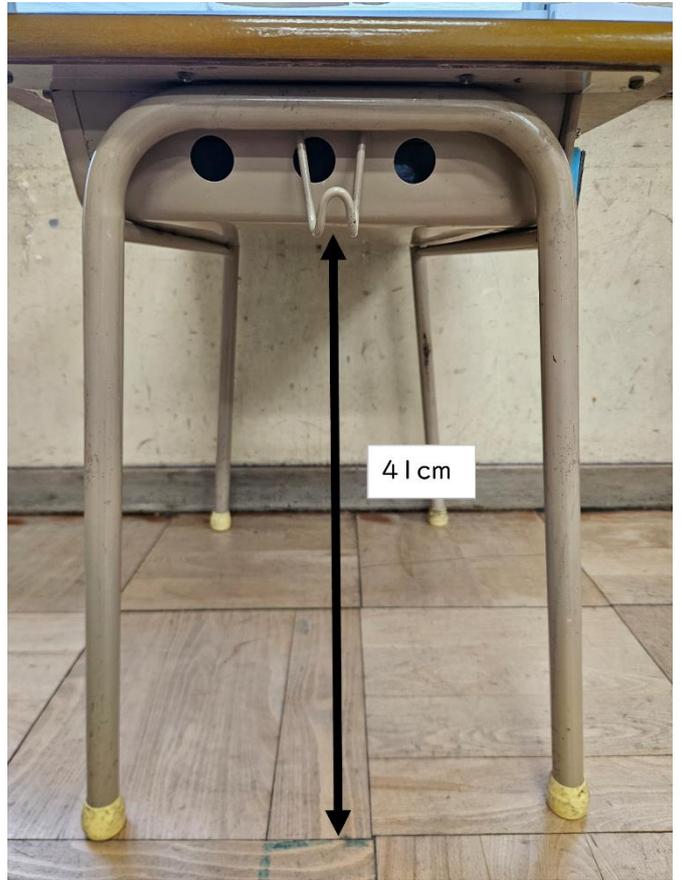
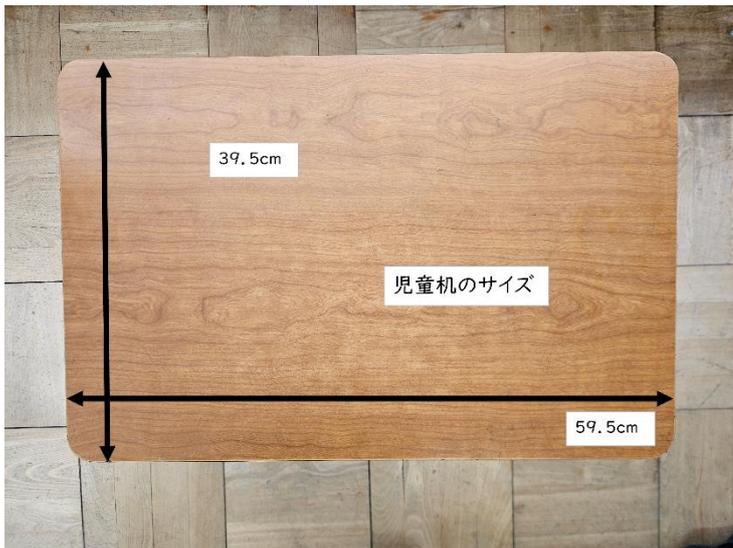


なまえ

給食エプロン袋



な
ま
え





枚方市田口山3丁目10番1号

TEL 050-7102-9112